

中之島公園地の誕生に関する一考察

林 倫子¹・篠原 知史²

¹正会員 博士（工学） 立命館大学理工学部都市システム工学科
（〒525-8577 滋賀県草津市野路東1-1-1, E-mail:hys-mck@fc.ritsumeai.ac.jp）

²非会員 中国四国防衛局調達部土木課
（〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30, E-mail:t-shinohara@chushi.rdb.mod.go.jp）

本稿では、これまでその誕生の経緯が明らかでなかった中之島の山崎ノ鼻公園地について、大阪府が豊國神社造営や難波橋架け替えと合わせて、実質的な神社境内空間となるように整備したものであるとの仮説を提示した。その根拠として、豊國神社境内を公園とするという発想が初代官司から提示されていたこと、中心市街に近接しながらも旧藩邸の集積地であったため維新後は十分に活用されていなかった中之島を群集の場所として再生していこうという大阪府の意図があったこと、公園地と同時期に造営が計画されていた豊國神社の造営地は、余地の削減を求められ、大阪府の当初見込みよりも狭くなってしまっていたこと、公園地の空間構成が参道や社叢を想起させるものであったことを挙げた。

キーワード: 中之島, 公園地, 豊國神社, 難波橋, 山崎ノ鼻, 太政官布達

1. はじめに

周知のように、中之島公園は大阪市の中心部に位置する風致公園であるが、高橋¹²⁾によって明らかにされている、同公園開設までの経緯は極めて特殊である。明治32年に大阪市により若干の敷地拡張とともに正式な公園指定がなされる以前、1891（明治24）年からしばらくの間、同地には「仮公園」が存在していた。この仮公園は、大阪府により払下げられた中之島始審裁判所跡地を大阪市が購入し設置したものである。「仮」の公園指定は「追ツテ完全ノ公園トナス迄ノ間」の暫定的な措置であったようで、高橋はこのような措置となった理由について、当時独立採算で運営・維持されていた同公園の収入源として、公園地の一部を民間貸与していたためではないかとみている。そしてこの仮公園は、当時の中之島で市民が遊歩していた場所のごく一部に過ぎず、附近には豊國神社（1879（明治12）年12月造営）、明治記念標（1883（明治16）年5月建立）、そして中之島東端の通称山崎ノ鼻「公園地」とされる場所が、それとは別に存在していた。のちの中之島公園はこれらの場所を包含し、その後さらなる拡張を重ねて現在の姿となっている。

この中之島の公園地誕生に関する直接的な資料は見つかっていないが、詳細はこれまで解明されていない。高橋は、1879（明治12）年の新聞紙上や地図上などにその名称が確認され、またこの公園地の民間貸借に関する書類が残されていることを根拠として、「公園地」の名は俗称ではなく、公有地上に大阪府によって設定された公園

であったと判断している。そして、太政官布達の趣旨に沿って明治初期の大阪府下に設置された天王寺公園、住吉公園、浜寺公園、大浜公園、箕面公園の5つの公園とは異なり、大阪府当局の資料にその存在を確認することができないことから、中之島公園地は官僚らの主導で生まれた公園ではなく、眺望にめぐまれた自然的条件とそれを背景とした納涼文化の伝統を背景として、豊國神社の造営と前後して、大阪府民の手によって創り上げられた公園ではないかとの推測を述べている³⁾。

本稿では、これまで明らかにされていない中之島山崎ノ鼻公園地の誕生の理由について、豊國神社造営に関する諸資料と、同時期に整備された山崎ノ鼻公園地周辺施設の様態より考察するものである。中之島山崎ノ鼻公園地は、大阪府が中之島再開発の目論見のもとに、難波橋架替に合わせて豊國神社の参道空間として整備されたという仮説を提示したい。なお本文中で引用する資料の句読点は引用者が付したものであり、変体仮名は現代的仮名遣いに改めている。

2. 豊國神社造営地選定における大阪府の狙い

大阪中之島豊國神社の造営経緯のうち、1874（明治7）年以前の顛末については藤井の研究⁴⁾に詳しい。屋上屋を架すとなるものの、中之島公園地の設置思想が形成されていく重要なプロセスであるため、ここでは藤井の論と、藤井が根拠史料とした『太政類典』第二編第二百

五十七卷（教法八・神社六）「豊国神社造営并大坂府下ニ分社創立」を、中之島山崎ノ鼻への造営決定の経緯と公園整備の思想に特に焦点を当てて整理する。さらに1876（明治9）年以降については、藤井の用いていない新資料である『太政類典』第二編第二百五十七卷（教法八・神社六）「大坂府下中ノ島へ豊国神社建設地買収」を元に述べていく。以下、特に記載のない部分はこれらの資料に拠るものである。

藤井によると、豊国神社再興は元々は1868（慶応4）年4月18日に木戸孝允と岩倉具視によって議論されたものであるといい、同年閏4月6日附で沙汰書が神祇局および大坂裁判所に下されたという。この沙汰書の別紙にあるという「大坂城外近傍ニ於テ相應ノ地ヲ撰ヒ、社壇造営被仰出候」との一文から、当時は豊臣家に縁の深い大坂城の近辺が造営地候補として挙げられていたことが分かる。しかし社殿造営がその後延引されていたため、1870（明治3）年5月23日、神祇官から辯官宛に、「豊太閤社坂府ニ御造営ノ儀、一昨年被仰出候處、今以社地モ不定ニ付、急速ト地御造営取掛リ候様仕度候」との上申があり、6月17日にはそれに対して、「豊太閤社地并造営ノ儀ハ大坂府へ御委任」、さらに廟社は今後京都府へ委任するとの回答があった。ここから、豊国神社の祠宇は大阪に、廟所は京都に再興されることに決定され、造営は一度両府に委任されたことが確認される。

しかしその後もしばらく計画が放置されたため、教部省はとりあえず豊國大明神の旧鎮座地である京都阿弥陀ヶ峰の廟社で社格を決定することとし、1873（明治6）年8月14日別格官弊社に列格した。このとき任命を受けた初代宮司岩崎長世は、着任直後に阿弥陀ヶ峰に詣でて境内の荒廃と立地の悪さを嘆き、大阪遷座を主唱するようになる。岩崎が着任直後に作成したものとして藤井が引用した建言書の草案には、現廟社の地に宮殿を再興しても妙法院新日吉社を通過するほかにそこに至る道路すらなく、人跡も遠いため、「大阪御城内本丸蹟（ママ）ヲ以テ御社地トシ、公園トシ、永久ノ御鎮座ト爲シ、行宮ハ堺筋日本橋北詰安井九兵衛ノ園中ヲ適當トスヘシ」、「此地ヲ市中ノ公園トシ、御遷座ノ後ハ年々歳々官祭濟、此御舊蹟へ幸幸ヲ促シ、神賑ヲ致サハ、神ノ感格衆ノ拝戴寔ニ此上有可ラス⁹⁾」との提案がみられる。ここで用いられる「公園」の語は同年1月15日の太政官布達第16号を受けたものであろうと考えられ、大坂城本丸跡に設ける社地および行宮の地が、太政官布達の意図する公園の姿、すなわち「群衆遊觀ノ場所」や「万人偕楽ノ地」となることを、岩崎宮司が希望していた故の語法と解釈できる。

この岩崎の建言を受けて、教部省は大阪遷座に前向きとなったという。さらに同年11月29日、教部省宛に岩

崎宮司は伺書を提出し、先般は社地に大阪城内が適當と建言したものの、「御城内ハ兵隊ノ屯所有之、更ニ御廓外へ御移すシモ御費用恐縮仕候ニ付、同所難波村御米廩御不用ニ属シ候上ハ、別紙外視略圖ノ通、境界モ相立居、至極ノ勝地ト被存候間、此地へ御社宇御造営被仰出候ハハ、同府下ニ御由緒有之者モ數多有之、并有志ノ輩相當御手傳モ可願出哉ニ見込候」と、勝地であり有志者の助力も得られるとの理由から、大阪府西成郡難波村の米庫のある場所への遷座を提案した。教部省はこの案を大蔵省へ下問するが、大蔵省は同年12月27日、この米蔵は「當省大坂米庫ノ最要ニシテ」「将来必要ノ倉庫ニ候」とのことで、さらに詮議するよう回答した。以上のようなやり取りの末、教部省は翌1874（明治7）年2月10日、神社を京都から大阪に遷座し、大阪府に地所選定を含めた造営方すべてを委任する旨を決定し、正院からそれぞれに達がなされた。その後この大阪遷座決定に京都市民が猛反発し、京都への引き留め運動が展開されたため、最終的には1875（明治8）年4月9日付の京都府への布告により遷座が差し止めとなり、大阪府の豊国神社は京都の神社の摂社に準じた別社として創立されることとなる。ただし本稿の主題とは関連が薄いため本件にこれ以上は触れない。

大阪への遷座決定と社宇造営委任の達を受けた大阪府は、1874（明治7）年3月3日付で、「城外近傍等取調ヘト、可然場所無之、然ルニ元熊本藩邸内空地有之、地形ニ於テモ至極相當ノ場所柄ト見込候ニ付」と教部省に上申した。同時期の内務省への上申にはその理由が詳しく書かれており、「城外近傍ノ地相撰候處、鎮墓用地ニ属シ不殘相塞居、且天王寺邊高場ノ地モ取調候ヘト、餘程市街ヲ離レ、其上相應ノ地無之。中ニハ南方難波村邊相望候者モ有之候ヘト、右ハ素ヨリ群集ノ地ニテ繁華ヲ一方ニ占候姿ニ成行、却テ不宜。一躰府下今日ノ地勢人氣西南ニ移漸々相開候景況ニ付、四方ニ群集ノ場所散列取設度、兼テ希望ニ有之候央。幸今般ノ社地御達ニ付、地形ヲ計リ薄税ノ地精々相撰候處、府下大北組ノ内中ノ島ノ儀ハ、從來多クハ舊藩邸宅而已ニテ商業不景氣ノ場所柄ニ付、地價等他ニ比較イタシ候へハ餘程低價ニ候處、幸ヒ同所元熊本藩邸内空闲地有之、地形モ相當イタシ至極相應ノ場所柄ト見込候ニ付、右場所へ御造営相成候へハ漸々繁華ニ相移リ候ト被存候」としている。つまり、大阪城近傍という従来の条件が実現困難と判断された後、大阪府が豊国神社地を選ぶにあたって設定した条件は、市街地近傍であること、群集の場所を四方に分散するために既に繁華の場所は避けること、比較的地価の安いことの3点であった。そして、旧藩邸が多く立地していたため維新後商業上不景氣に見舞われていた中之島は、これらの条件に合致しており、その中でちょうど空きのあ

った元熊本藩邸が適当とみなされたことがわかる。中之島が神社造営地として選ばれた理由は、もともと中之島が群集の場所であったからではなく、むしろ社殿造営を契機として中之島を群集の場所（つまり公園）として発展させていくという、再開発的な思想に基づいていたといえる。なお、この旧熊本藩邸は中之島の西寄りの越中橋北詰附近にあり、後の公園や公園地の場所とは異なる。この大阪府の上申はその後しばらく取り合われなかったようで、私有地となっていた藩邸跡の売買交渉が引き延ばしになり苦情が上がっている旨を、大阪府は同年5月27日、6月19日と再三教部省に上申している。先述のように、同時期には京都府民による遷座差止め運動が展開されていたため、教部省は大阪についても判断が下せず保留していたのであろう。

翌年の1876（明治9）年7月3日に大阪府から内務・教部両省宛に出された稟議書によると、18765（明治8）年4月に大阪への別社としての神社創立が決定された後、造営候補地は同じ中之島の1丁目字山崎ノ鼻に変更されたらしい。変更の理由は不明であるが、売買交渉が1年以上延引されてしまったため、当初交渉していた旧熊本藩邸の買収が困難となったのではないか。そして大阪府が同年8月に山崎ノ鼻の地の買収費用を上申したところ、それに対する1876（明治9）年3月3日の指令は、費用節約のため社地を官有地より選ぶよう、しかしもし他に相応の地がない場合は中之島山崎ノ鼻に、官幣小建坪数地割限に基づき社頭格外の余地がないように坪数を削減して買い上げるよう、というものであった。以上のような経緯の末に7月3日に出された府からの稟議の内容をみると、やはり山崎ノ鼻の他に社地の見込みの場所はなく、かつ「山崎鼻ハ商業等ニハ不便理ニ候ヘ共、土地清潔ニシテ社地ニハ最勝ノ場所ニ付」と、商業に不便であるものの土地の清浄さを理由に山崎ノ鼻を推している。その上で、指令の通りに余地を削減し公有地買上規則に照らして所有者へ値段交渉中であり、また仮に代価が高騰したとしても人民からの献金志願があるのでその寄付で不足分を補うことを許可してほしいと願い出ている。この土地買収に関しては、1877（明治10）年1月の時点で、一部所有者との金額交渉が未了であるが地所決定をしたいという上申が内務・教部両省宛に、また同年9月には、造営費用のうち官費と寄附金の具体的な使途についても許可を求める上申が内務書記官宛になされている。これらの別紙図を未確認のため確定はできないが、大阪府の計画通り、山崎ノ鼻の地に面積を削減して社地を選定したものとみられる。

以上のような山崎ノ鼻への社地決定の一連の流れをまとめると、大阪における豊國神社造営予定地は、初代宮司岩崎の建言時より「公園」、つまり「群衆遊観ノ場

所」として新設されることが前提となっていたことがわかる。さらにこの思想を受け継いで社地選定を行った大阪府は、府下の四方に群集の場所を分散させたいという意向のもと、旧藩邸跡地で維新後利用価値の低くなっていた中之島を候補地として選び、恐らく時期的な理由から候補地が変更されて最終的に山崎ノ鼻が選ばれたことがわかる。そしてこの山崎ノ鼻の社地は、予算面から社殿周辺の面積が当初予定から削減されていた事実も確認された。

3. 難波橋架け替えと公園地造成の意図

豊國神社の造営地となった「山崎ノ鼻」は、中之島の東端（ハナ）であり、その地名は備中国成羽藩主山崎家の屋敷があったことに由来する⁶⁾。『中之島誌』によると、1767（明和4）年6月に中之島上の鼻に長さ28間の新築地が構築され、当時は種々の興行物（山がらの芸当、犬芝居、軽わざなど）があったといい、この出鼻から見る春夏秋冬の月は勝景中の絶景として、古くから浪花名勝の一つに数えられていたという⁷⁾。前項で取り上げた豊國神社の社地は梅檀木橋の北詰近辺であり、買上地の所有者の一人が成羽藩知事をつとめた山崎治敏となっていた⁸⁾ことから、この旧成羽藩邸の土地を含んでいたとわかる。

本研究で主題とする山崎ノ鼻の「公園地」は、この豊國神社境内よりもさらに東側の土地であり、大阪府による1876（明治9）年の難波橋の鉄橋への架け替えに伴い新築された造成地である（図-1）。以下、同事業の内容を詳しく見ていく。

難波橋はもともと山崎ノ鼻よりも東に位置しており、中之島を経由せず大川の南北を直接渡す木橋であった。大阪府は、豊國神社の東側に築地を造成をして中之島を難波橋まで延長し、難波橋を中之島山崎ノ鼻を経由する南北2本の鉄橋に変更した。同時に、南北の難波橋が出合う新しい山崎ノ鼻の先端から新しい造成地の中央を通り、豊國神社境内地から梅檀木橋北詰へ接続する幅4間（約73m）、長さ93間（約169m）の新開道を整備した。『大阪府歴史料 明治7～11年』「明治9年中新開路並びに橋梁新架等報告」によると、難波橋架替工事の創業が1876（明治9）年2月で落成が同年12月、新開道の創業が同年2月で落成が同年11月となっているから、この架替および造成の計画は豊國神社造営地選定と時期的に並行で進められていたとみられ、両者は関連する計画であったと考えてよいと思われる。

この公園地整備事業の意図を考察するに、第一には豊國神社のアクセス向上が考えられる。山崎ノ鼻は中ノ島

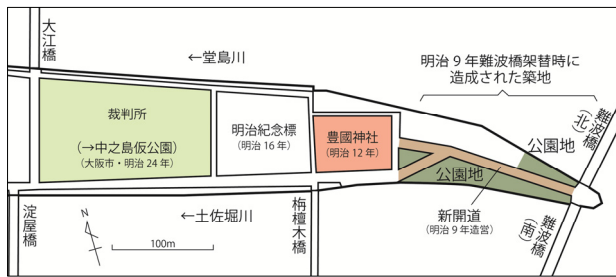


図-1 明治16年頃の中之島山崎ノ鼻周辺の土地利用
(『大阪地籍地図』(吉江集画堂, 1911)をもとに明治16年当時の施設を表記した。「公園地」と表現している部分は、同図上で「公園地」と表記されていた箇所である)

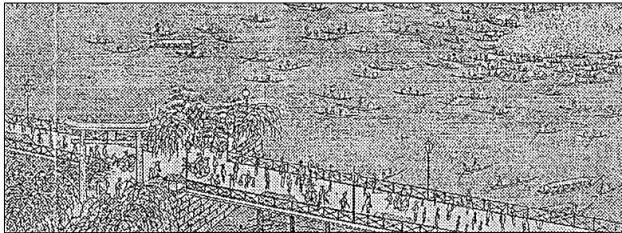


図-2 難波橋と中之島山崎ノ鼻
(『大日本浪華名所独案内全図』(1889)部分. 南西方向から南北の難波橋の接続部分を描く. 鉄橋と築地の高欄, 新開道両側の植栽, 鳥居の存在が読み取られる)

の東端に位置し、最寄りの橋は中之島と南岸とを渡す梅檀木橋のみで、北岸からの経路は少し離れた大江橋が最寄りとなり、大阪府からの上申書にもあったように「商業等ニハ不便理」な立地となっていた。この新造成地を難波橋が経路することによって、南北からのアクセスは格段に向上し、不便さは解消される。特に難波橋は大川納涼で有名であり、橋上からは東に遠く生駒の山々や大坂城等も望めたといい、中之島にも遊客の訪れが期待できるようになる。

第二に、難波橋からつづく新開道とその両側の「公園地」を、豊国神社の参道と社叢の空間とする意図があったのではないかという点である。新開道は、「明治9年中新開路並びに橋梁新架等報告」に「幅四間外ニ両側栽込之處巾平均六間六分ツヽ」と記載されており、道の両側に幅約11mもの植栽地を有していたことがわかる。1876(明治9)年12月25日の難波橋渡り初めの様子を報じた「浪花新聞」によると、「(橋の合流地点よりさらに東の山崎ノ鼻先端部には)木振ことに面白き古松一株と、こと木(異なる種類の木)を数本栽へ、真中にハ幅十間余の道路を造り、梅檀木橋南詰(北詰の間違いか)裁判所の前へ通行するやうに仕たり。両側に松楓梅櫻桃などの木を栽へならべたる景況ほとんど東京京橋の西なる馬車道にさも似たり」(括弧内は引用者注)⁹⁾とあり、馬車道との類似のくだりについて解釈が難しいが、別の記事でも「山サキの築地へは樹木多く植並び風景最もよろし」¹⁰⁾とあり、様々な樹種の木が多数植栽され、築地上に杜と呼べるような空間が設けられたことがわか

る(図-2)。そして新しい難波橋は鉄橋であったが、橋板には黒塗りした檜材が用いられ、鉄製の高欄は柿色に塗られていた。また、山崎ノ鼻先端部にも橋の高欄と同じ柿色の鉄柵が連続して設けられていた¹¹⁾。この色の選定は玉垣など神社境内施設を連想させる。そしてこのうち、恐らく1879(明治12)年12月に豊国神社が造成された前後と思われるが、難波橋から新開道への入り口に一ノ鳥居が設けられたようである。以上の空間構成と設備からは、この公園地に豊国神社境内空間としての機能を持たせようという意図が感じられる。

ただしこの公園地は、あくまでも難波橋の架け替えに伴って新造された官有地であり、厳密には神社造営地とは区別される土地であった。この公園地を境内空間のように整備されたとみるならば、大阪府がなぜこのような手法で豊国神社の境内空間を造り上げる必要があったのか、その理由を考察する必要があるだろう。前章にも述べたように、豊国神社の造営地選定にあたっては、経費の制約が大きく、社頭格外的余地、つまり社殿周辺の余地を削減せねばならなかった。しかし社殿造営により「群集の場所」を新設したい大阪府としては、社殿の近傍にある程度の境内地を確保する必要があったろう。そこで、境内地に隣接する「公園地」として新しい官有地を新造することでこの問題を解決し、さらに橋の架け替えによって課題であった公園地へのアクセス改善をも達成したのではなかろうか。

4. おわりに

以上のように本稿では、中之島山崎ノ鼻公園地が、大阪府による豊国神社造営や難波橋架け替えと合わせて、実質的な神社境内空間となるように整備されたものであるとの仮説を提示した。その根拠として、豊国神社境内を公園とするという発想が初代宮司から提示されていたこと、中心市街に近接しながらも旧藩邸の集積地であったため維新後は十分に活用されていなかった中之島を群集の場所として再生していこうという大阪府の意図があったこと、公園地と同時期に造営が計画されていた豊国神社の造営地は余地の削減を求められ、大阪府の当初見込みよりも狭くなってしまっていたこと、公園地の空間構成が参道や社叢を想起させるものであったことを挙げた。

この仮説が正しいと仮定すれば、中之島山崎ノ鼻が大阪府の正式な公園指定を受けていなかった理由について、当公園地の微妙な位置づけ、すなわち正式な境内地には編入できないものの境内空間を志向して新造された官有地であったという側面と、何らかの関連がある可能性も

ある。これについては更に考察が必要であろう。さらに中之島公園地誕生の顛末は、高橋の説く「大阪府民の手によって創り上げられた公園」という民間レベルでの自然発生的な公園地形成事例としてではなく、都市計画的視点に基づいた大阪府主導の公園地形成事例として解釈すべきであろう。ただしその原動力となっていたのは豊國神社創建を支持する層の「顕彰的至情」であつたろうし、神社造営には民間からの多額の寄附金が充てられていた¹²⁾。事情により設置場所は城址とはならなかったが、高橋の公園形成事例分類によるところの「藩祖や藩主を奉仕する目的での神社創建運動と一体化した城址公園化の動き」¹³⁾の特殊事例としても捉えることができるだろう。

そして、公園地の造成と開設自体は大阪府の所為によるものであるが、造成の直後から公園地内に民間の手により遊興地空間が形作られていったとみられる。その実態解明については次稿の課題としたい。

参考文献

- 1) 高橋理喜男：中ノ島公園の歴史的考察（その 1），造園雑誌，25(2)，pp.49-57，1961。
高橋理喜男：中ノ島公園の歴史的考察（その 2），造園雑誌，26(1)，pp.19-26，1962。
- 2) 高橋理喜男：明治大正期における都市公園の成立と展開に関する史的研究，東京大学博士論文，1970。
- 3) 前掲 2)：明治大正期における都市公園の成立と展開に関する史的研究，pp.264-270
- 4) 藤井貞文：豊國神社再興始末，國史学，第 9 号，pp.31-53，1931。
- 5) 前掲 4)：豊國神社再興始末，pp.37-39
- 6) 中之島尋常小学校創立六十五周年・中之島幼稚園創立五十周年記念会編：中之島誌（1937 年発行版の複製版），p.706，臨川書店，1974。
- 7) 前掲 6)：中之島誌，pp.706-707
- 8) 『太政類典』第二編第二百五十七卷（教法八・神社六）
「大坂府下中ノ島へ豊国神社建設地買収」
- 9) 浪花新聞 明治 9 年 12 月 26 日
- 10) 浪花新聞 明治 9 年 11 月 10 日
- 11) 前掲 9)：浪花新聞 明治 9 年 12 月 26 日
- 12) 前掲 8)：「大坂府下中ノ島へ豊国神社建設地買収」
- 13) 前掲 2)：明治大正期における都市公園の成立と展開に関する史的研究，pp.130-131